

エ 美術館機能

(ア) 設置目的

目黒区における美術の振興を図り、教育及び文化の向上に資する。

(イ) 新たな区民センターにおける美術館機能の基本的な考え方

○目黒区芸術文化振興条例において、基本理念として「芸術文化の振興は、広く区民が芸術文化を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図ることにより、区民の主体的な活動を一層促進し、区民一人一人の心豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に資することを基本として行う」と定めています。

新たな区民センターに整備する美術館機能は、基本理念を踏まえ、また区民の重要な芸術文化拠点の一つとして、誰もが芸術文化に親しみ、楽しめる美術館とします。

○他機能と連携したワークショップ等により、子どもから高齢者まで気軽に芸術文化活動を行うことができ、また自らの作品を展示できるなど、美術館をはじめ複合施設内で芸術文化を身近に感じることでできる施設とします。

○専用スペースだけでなく、複合施設のエントランスやオープンスペース等における展示の場の確保により、多くの方に観ていただける工夫や気軽に様々な作品に触れる機会の創出等、区民が日常生活の中で芸術文化に触れ、幅広く芸術文化活動に参加できる機会を提供します。

○多様なライフスタイルやICT環境の変化を踏まえて、デジタルやインターネットの技術を活用した新しい美術館サービスの導入・環境整備など、より多くの区民が芸術文化に関する情報を身近に感じることでできる工夫を図ります。

○区民に身近な美術館、何度も行ってみたい美術館と思われるよう、時代や世代に応じたツールを活用しながら、これまで以上に魅力の発信・PRに注力し、多くの世代をアートに誘う工夫を図ります。

(ウ) 運営方針

指定管理者制度による。

※現在、美術館の指定管理業務を担っている目黒区芸術文化振興財団については、これまで35年にわたるノウハウ、経験の蓄積があり、施設維持管理や美術作品の保管等に活かすことができます。また、質の高い企画展の開催や、美術館ボランティアを活かした各種ワークショップの開催等は、地域に根差した施設の活動として高い評価を得ており、今後も継続的に区民に芸術文化を提供することや、より良い芸術文化に触れる機会の創出等が期待できます。

以上から、新たな区民センターにおける美術館機能の指定管理業務は、目黒区芸術文化振興財団を想定した検討を進め、民間事業者グループ全体と連携した柔軟で時代に応じた運営を求めていくこととします。

(エ) 維持管理方針

民間事業者への委託による。

(オ) 実施事業

実施する事業は以下の通りとします。

事業内容	多様な企画展示	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 区民の財産である美術館の所蔵作品を、区民が鑑賞できる機会を積極的に設ける。展示作品を定期的に入れ替えるなど、気軽に芸術文化に触れ、楽しむことのできる工夫を行う。 時代に応じた区民の関心や興味を汲み取り、また区民センター各機能との相乗効果を図ることができ、目黒区の文化創造に資する展覧会の企画を行う。 所蔵作品をデジタルアーカイブ化し、デジタルを活用した展示形態も一部導入するなど、多様な形で作品を楽しむことのできる機会を提供する。 	
役割分担	区	・事業計画の確認
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 展示、イベントの計画、実施 所蔵品のデジタル化、オンラインイベントの計画、実施
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 展示室 区民ギャラリー 区民交流活動室、オープンスペース等 オンライン空間 	

事業内容	教育普及プログラムの展開	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 区民の体験型ワークショップ、企画展に関するセミナー、美術館の所蔵作品等に関する講演会等を開催することにより、区民が芸術文化に触れ、興味を喚起する機会を提供する。 美術館機能以外の空間やオープンスペース等も積極的に活用し、区民センター各機能との相乗効果醸成に資するイベントを企画・運営する。 	
役割分担	区	・事業計画の確認
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> イベントの企画、運営 複合施設の事業者間での調整 オンラインイベントの計画、実施
実施する空間	<ul style="list-style-type: none"> 区民ギャラリー 児童館、図書館、小学校等 区民交流活動室、オープンスペース等 オンライン空間 	

事業内容		区民の芸術文化活動の支援
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 子どもから高齢者まで、区民が制作した幅広い作品を展示する場を提供することで、区民が主体となる芸術文化活動を支援する。 区民にとって身近な美術館として、区民ギャラリーや展示室を活用した区民作品展示会を行う。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 区民の作品展（区展・子供たち展等）の開催 事業計画の確認
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 区民ギャラリーの受付、貸出 区民の作品を展示する機会の企画、実施
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 展示室 区民ギャラリー 区民交流活動室、オープンスペース等

事業内容		効果的な広報活動
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 展覧会や所蔵作品、ワークショップなど芸術文化に興味を持ってもらうためのPRとして、SNS、ホームページ、マスメディア、チラシ、ポスター、パンフレット等多様な媒体での効果的な周知について、複合施設内の事業者と連携を図りながら積極的に行う。
役割分担	区	—
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 時代や世代に応じた効果的なPRの企画 複合施設の事業者間での定期的な調整
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> オンライン空間

事業内容		所蔵作品の保管、活用、調査研究
事業概要		<ul style="list-style-type: none"> 所蔵する作品を適切な環境で管理するとともに、作品等に関する調査研究を行う。
役割分担	区	<ul style="list-style-type: none"> 作品の購入、寄贈作品の受入れの判断
	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 所蔵作品の保管、修復、台帳作成 所蔵作品の他美術館への貸与 所蔵作品や作家等に関する調査研究
実施する空間		<ul style="list-style-type: none"> 収蔵室

(カ) 美術館機能として整備する空間

以下の専用空間について、全体として約 1,200 m²を想定します。

空間名	専用	共用	備考
展示室	○		<ul style="list-style-type: none"> 企画展での利用時以外は、区民ギャラリーとしての利用も見込む。 様々な作品、展示スタイルに対応できるよう十分な天井高、床強度を確保する。 温湿度管理空調設備、消火設備を設置する。
区民ギャラリー	○		<ul style="list-style-type: none"> 区民による作品展示のための空間を整備する。 ギャラリーのほか、区民交流活動室、多目的空間やオープンスペース等についても、ギャラリーとしての利用可能な構造とする。 区民交流活動室のうち、一部を区民ギャラリーと連動した利用が可能な配置・構造とする。
収蔵室	○		<ul style="list-style-type: none"> 恒温恒湿を保持する空調設備、消火設備、収蔵棚を設置する。 浸水による被害が想定されない2階以上に配置する。
ワークショップ室		○	<ul style="list-style-type: none"> 区民交流活動室（P29～）のうち、1室は以下を踏まえたものとする。 様々なスタイルのワークショップに対応可能な構造、設備とする。 展示室、区民ギャラリーと連動した利用が可能な配置、構造とする。
多目的空間		○	
ホワイエ		○	

(キ) 工事期間中の対応

工事期間中は休館します。